

## 秩父観音霊場の法権力的変容

——明治期の神仏判然令の痕跡と問題点——

荒 井 貢次郎

### 序 言

明治維新政府が樹立されると、政府により、従来の神仏混淆体制は、神仏分離の判然秩序を新たに確立するため、明治元年（一八九六）三月十三日・布告、同三月十七日・社僧禁止布告、同二十八日・神仏判然御沙汰の布告によつて打破された。しかし、神仏判然行政が極端な仏教排撃の行き過ぎとなつて現われてきたことに対し、政府は、それを戒しめる意味の布告を出した。

政府が、神仏判然令を施行する場合、神社における仏教的要素、殊に神体としての仏の図、或は像を処分するように命じてはいるが、処分の最も穏和な仕方は、従前からその神社に關係した寺院に附与することが妥当であり、この処分をした場合もあつた。しかし、急進的な破壊処分に向つて突進した地域もあつた。

ここに報告する事例は、日本百観音霊場・札所を構成する西国三十三か所、坂東三十三か所と並ぶ秩父三十四か所の札所が、神仏判然令施行を前後として、どういつた変容を遂げたかの状況を調査している間に判明した顕著な事態のうち、妙見社は、この期に秩父神社となり、社地内の秩父市番場の十五番札所と別当・曹洞宗・母巢山・蔵福寺が、同時に廃されたにもかかわらず、その後、地元民や巡礼者の激しい十五番札所復活の要望は、民政役所への歎願となり、容れられた形ではあるが、実は、全く別の寺院が、秩父市内・柳島から十五番札所を襲名するため移つてきたのが、大正六年のことである。この寺は、五葉山・少林寺で、墓地は、なお、旧地の柳島に残されてある。観音堂は、新しく建立され、山号は、旧名・母巢山を踏襲したものの実体の臨濟宗・建長寺派の五葉山・少林寺は變つていない。新しく装つた札所は、その名だけ折衷の母巢山・少林寺である。母巢とは、番場の辺り

が、杵の森というので、これにちなんだ山号である。この札所のご本尊について問題があるので、資料としての古文書、旧記、旧誌などにより考察を加えてみたい。

## 本 論

神仏判然令施行の結果、妙見社地内、十五番札所の別当・母巢山・蔵福寺は廢寺となる。住僧は、神職に転じ、札所の本尊・仏具などは、同じ社地にある蔵福寺の本寺・曹洞宗・大林山・広見寺に移されるのが穩当であつたらう。しかし、現在の十五番札所という少林寺の本尊は、旧札所の本尊ではないと、秩父郡小鹿野町の十輪寺が、本尊引譲り証文により主張するところに問題がある。

というのは、文政十一年（一八二八）完成、江戸幕府撰「新編武蔵風土記稿」・卷二五五に、

本堂ニ阿弥陀・文殊・普賢ヲ安ス

とある。ところが、現在、秩父市立図書館所蔵の「秩父札所本尊御影集」に収められている十五番札所御影・蔵福寺とある紙札には、十一面観音坐像が、木版刷になつている。これは、江戸後期のもので、版木の彫りも鮮明である。

そこで、十五番札所の本尊について、江戸時代、延享元年（一七四四）、秩父・沙門・円宗撰「秩父三十四所観音靈驗円通伝」に、

第十五番母巢山蔵福寺 本尊十一面観音 立像御長一尺二寸五分  
定朝作。

とあり、また、前記の風土記稿では、

○十五番観音 ……堂ハ西向四間四面本尊・十一面観音・木・立像 長一尺二寸五分・定朝作。

とあり、その記述に続いて、「別当・蔵福寺」の記事となる。そこで、秩父郡小鹿野町・新義真言宗・智山派・常木山・十輪寺には、本尊譲り受けの事情を語る、次の本尊譲渡証文がある。この証文は、巷間、諸書で紹介されている文言は、原本と対比すると、誤読文である。原本に基づき正しく訳解して示そう。

### 引譲証文之事

一 札所十五番目 観世音 一 軀  
右者今般

御一新之御趣意ニ而神仏混淆之儀、御禁止被ニ仰告処、秩父神社之領中ニ而別当・蔵福寺者、難ニ建置ニ儀ニ付、変職仕、然ル所、右観音可ニ引払、義相成居候処、一体、観音者、先年、貴寺末・泉蔵院持之趣ニ而、御招待被ニ成度段、御示談ニ付、右堂取払跡清免料与して金拾兩也御渡ニ付、慥ニ受取申候所、実正ニ御座候、然ル上者、貴寺御境内に可ニ成ニ御安置ニ候、右ニ付、社中ニ故障之筋、無ニ御座ニ候、為ニ後日ニ引譲リ一札、依而如件、

秩父観音霊場の法権力的変容（荒井）

大宮郷

秩父神社

神職

明治三庚カキ  
年正月

宮 沢 貴タカ

同職

宮 本 丹一良ヨシ

地所支配組頭

茂 平ヘイ

同名主他出ニ付代

和 十 郎ロウ

小鹿野村

十輪寺様

御納所ミナドコロ

とあり、この証文では、観音の型は明記されていない。しかし、現在、十輪寺の本尊は、譲り受けた十五番札所本尊と称する十一面観音、木造（寄木・玉眼・漆箔）の一尺七寸坐像で、前述の秩父市立図書館蔵、十五番札所・蔵福寺・御影ミカゲと一致する。この譲渡にともない、同時に、青石標・「補陀場 十五番」と、もと十五番札所蔵、女人筆の手紙（万里ノ小路雅房卿・息女筆？ 未確認）が副えて譲られている。従つて、実質上は、この十輪寺が、十五番札所であると、同寺並びに同寺・檀徒は考えている。

風土記稿・上小鹿野村の項で、十輪につき、

十輪寺 常木山ト号ス新義真言宗那賀郡広木村常福寺ノ末寺ナリ……本尊阿弥陀ヲ安ズ

明治維新の廃寺で、西向・四間四面の十五番札所・観音堂は破却され、跡地は、秩父招魂社となり、その名残として、現在も、明治十七年十一月の自由民権運動の一翼をになう、秩父困民党の蜂起による秩父事件で殉職した埼玉県警部補・窪田鷹男、同・青木与市兩名の墓がある。

旧・十五番札所跡に再建された寺は、秩父市柳島にあつた、臨濟宗・建長寺派・五葉山・少林寺を移し、新たに、和洋の両様式を交えた漆喰・白堊の入母屋造りで、大正六年に、新築された寺院で、過ぐる台風で損傷、補強された。本尊の前立は、十一面観音・立像であるが、本尊は、常時は開帳されていない。しかし、これも、やはり、立像である。少林寺は、移転とともに、旧地にちなんで、山号だけとつて、母巢山とし、現在、十五番札所として公表する。この間の経緯につき、埼玉県秩父市刊「秩父市誌」はいう。

神仏判然令の行きすぎとして、廃仏毀釈の風潮にわざわいされ、極度の混乱を随所にまき起した。札所十五番蔵福寺を廃寺にし、その本尊を秩父神社側が小鹿野町の十輪寺に譲渡し、後に十五番本尊事件を惹き起す原因をつくつたことなどは当時の混乱を知るよき例である。